

琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会設置要領

(設置目的)

第1条 平成25年台風18号による記録的豪雨の発生を契機として、改めて、河川整備を中心とした「川の中」の管理だけでなく、森林、農地、まちづくりなどの「川の外」や、さらには、水循環に関わる施策全体をより総合的に管理すること、所謂「統合的流域管理」が求められてきており、これまでの琵琶湖・淀川流域に係る取組の経緯や、流域における土地利用の変化とこれに伴う地域の災害リスクの変化も考慮しつつ、流域が抱える様々な課題を整理し、流域自治体の認識共有を図るとともに、今後の取組の方向性等を検討するため、関西広域連合協議会規則第3条第3項の規定に基づく専門部会として、「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会」を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、前条に規定する設置目的に沿って、次に掲げる事項を調査・検討する。

- (1) 琵琶湖・淀川流域に係る課題整理に関すること。
- (2) 琵琶湖・淀川流域対策の今後の取組の方向性に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、琵琶湖・淀川流域対策に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる調査・検討については、同項第1号に掲げる検討結果や関西広域連合構成団体以外の流域関係機関の意向も配慮し、関西広域連合構成団体間の合意を得たうえで行うものとする。

(組織)

第3条 研究会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、関西広域連合長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 研究会に、座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は、座長が招集する。

2 研究会は、有識者その他座長が必要と認める者の陪席を求めることができる。

(顧問)

第7条 研究会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、関西広域連合長が任命する。
- 3 顧問は、座長の要請に応じ、所掌事務について助言を行う。

(幹事)

第8条 研究会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、琵琶湖・淀川流域の関係行政機関の職員のうちから、関西広域連合長が任命する。
- 3 幹事は、座長の命を受けて、所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 研究会の庶務は、本部事務局国出先機関対策プロジェクトチームにおいて行う。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、関西広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後最初に開かれる研究会は、第6条第1項の規定にかかわらず、関西広域連合長が招集する。